

令和6年度フィンテック企業に対する海外進出支援事業海外展示会 共同出展企業
第二次募集要綱

令和6年8月9日
6ス戦事第510号

1 事業概要

本事業は、東京都（以下「都」という。）と、海外展開を志向する都内のフィンテック企業等（以下「フィンテック企業」という。）が、海外で開催される展示会に共同出展するものです。

都は、展示会への出展に必要となる費用を負担するとともに、海外当局や現地企業等との面談機会を提供し、フィンテック企業の海外展開を通じた事業拡大を後押しします。

2 用語の定義

(1) フィンテック企業等

金融サービスを提供するフィンテック企業、又は金融事業者が提供するサービスの高度化を実現する技術やビジネスモデルを提供する非金融のスタートアップで、かつ、本補助金の申込時点で設立10年未満の企業

(2) 展示会

海外展開の検討に当たり必要となる販路開拓や、現地パートナーとのマッチング等を目的として参加する、実際に海外の会場で開催される展示会

3 展示会の概要

共同出展の対象となる海外展示会は、以下の2展示会とします。第一回で採択された企業も申請可能です。ただし、未採択企業を優先して採択します。

(1) Fintech Surge 2024（アラブ首長国連邦・ドバイ） ※2者程度

- ① 日時 : 2024年10月13日（日曜日）から同月16日（水曜日）まで
- ② 会場 : Dubai Harbour Hall 12（予定）
- ③ 主催 : ドバイ世界貿易センター
- ④ 来場者数 : 約58,000人（2023実績）
- ⑤ 概要 : 中東・北アフリカ地域最大のフィンテック展示会

<https://www.fintechsurge.com/>

(2) Fintech Taipei 2024（台湾・台北） ※5者程度

- ① 日時 : 2024年11月1日（金曜日）及び2日（土曜日）
- ② 会場 : 台北世界貿易中心（予定）
- ③ 主催 : 台湾金融サービス業連合会、財団法人台湾金融研訓院
- ④ 来場者数 : 約20,000人（2023実績）
- ⑤ 概要 : 台湾最大のFintechカンファレンス

<https://www.fintechtaipei.tw/website/Index>

4 フィンテック企業(共同出展企業)への支援内容

(1) 出展に係る経費負担

共同出展に必要な以下の費用を都が負担します。

① 小間料及び出展者証（1者当たり3名程度※）

※ 主催者との調整の結果、ご期待に沿えない可能性があります。

② ブース設営費用（基本装飾に係る費用）

③ 商談通訳の手配に係る費用（共同出展ブース全体として複数名の通訳を設置）

④ 商談に必要なとなるプロモーションツールの作成費用（例：来場者に配布するチラシ）

〔支援の対象外となる費用例〕

- ・旅費（渡航費、現地滞在費、現地交通費 等）
- ・輸送費（出展ブースにおいて、各社が個別に設置・準備する機材等の輸送に係る費用）
- ・基本装飾以外に特別に行う装飾、設営、撤去等に係る費用
- ・その他の必要な経費（通関諸手続費、貨物損害保険料 等）

(2) 現地ネットワーク構築・交流等のサポート

海外展開に向けた情報収集やネットワーク構築を支援するため、現地政府機関や企業等との面談機会を提供します。面談先や日程については、共同出展を行うフィンテック企業のニーズも踏まえて都が決定します。

5 共同出展ブースの概要

2に記載の各展示会において、共同出展のブースを設置します。各ブースのレイアウトは決定次第、共同出展するフィンテック企業にお知らせします。

（ブースイメージ）

SusHi Tech Tokyo 2024 Global Startup Program（2024年5月15日（水曜日）及び16日（木曜日））での東京ブースの様子



6 応募資格

下記の要件を全て満たす者とします。

- (1) 東京都内に登記上の本店又は支店があり、応募時点で設立 10 年未満のフィンテック企業等であること。
- (2) 共同出展する展示会の主旨等に沿った事業を行っていること。
- (3) 海外展開を通じて、事業拡大を志向していること。
- (4) 共同出展する展示会について、同一年度内に国や他自治体（東京都の他部署を含む。）等からの委託や助成を受けていないこと。
- (5) 都が行う本事業の広報活動に協力できる事業者であること。
- (6) 都が実施するアンケート及び事後の商談フォローアップ調査に協力すること。
- (7) 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと。
- (8) 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に係る更生手続の申立や民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に係る再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (10) 都からの指名停止措置を講じられているものではないこと。
- (11) 税金の滞納をしていないこと。
- (12) 過去の業務その他の事情において、都が共同出展を支援することがふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

7 応募方法

(1) 提出書類

以下の必要書類を各 1 部準備の上、7（3）に記載する住所へ郵送(簡易書留等)若しくは持込又は jGrants による電子申請の方法により提出してください。

	提出書類	備考
1	(別紙) 出展申込書	
2	補助対象事業者の所在地、代表者を確認できる資料	例：履歴事項全部証明書等
3	補助対象事業者が使用する印鑑等が真正であることを確認できる資料	例：印鑑証明書等
4	企業概要がわかる資料	例：会社案内等
5	その他、都が必要と認める資料	

(2) 募集期間

令和 6 年 8 月 9 日(金曜日)から同月 30 日(金曜日)まで

(3) 提出先（問合せ先）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 14 階北側

東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室
戦略推進部 戦略事業推進課 国際金融都市担当
電話番号：03-5320-6274

Eメール：S1130103(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

8 共同出展者の決定方法

本事業で共同出展するフィンテック企業は、7に記載する書類の提出を行った募集企業から、別途規定する審査会において、面接審査を行い決定します。

(1) 審査会概要

審査会の日程や方法等は、募集期間終了後、都から応募企業に対して個別にご連絡します。

(2) 審査の視点

- ①事業の将来性（将来性や成長の見込みがあるか）
- ②事業効果（出展する展示会の趣旨等が応募企業の事業内容や戦略等に合致しているか）
- ③実現性（海外展開の意思や目的が明確であり、実現可能性があるか）

(3) 審査結果

審査会終了後、都から全応募企業に対して個別に通知します。なお、審査内容に関する質問等には一切お答えできませんので、ご了承ください。

なお、面接審査を通過し、都と共同出展するフィンテック企業に対しては、共同出展に係る説明会や調整等について、あわせてご案内します。

9 共同出展に係る注意事項

共同出展するフィンテック企業は、以下の事項を了承、遵守するものとし、本事業の出展申込をもって了承、遵守することに同意したものとみなします。

- ・出展する各展示会の出展規定等を遵守すること。
- ・共同出展の決定後は、やむを得ない場合を除き、出展の中止はできない。フィンテック企業の都合により出展を中止した場合、それにより都に生じた負担や責任については、当該フィンテック企業が負担するものとし、都は一切の責任を負わないこと。
- ・共同出展する展示会開催地の危険情報等の情報により、都が共同出展を安全に実施できないと判断する場合、展示会の出展直前であっても、都の判断で共同出展を延期又は中止する可能性があること。また、渡航後に共同出展を安全に実施できないと都が判断する場合、展示会終了前でも、出展を中止する可能性がある。なお、これらの事情により発生する費用について、4（1）に係る経費については都が負担するが、それ以外の経費について、都は負担しない。
- ・展示会開始日の前日までに開催地に渡航し、都と出展に係る最終確認、調整を行うこと。
- ・共同出展のブースのレイアウト等については、フィンテック企業のニーズ等も踏まえ、最終的に都が決定する。
- ・出展者は、配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することはできな

い。

- ・出展する展示会の装飾やプロモーションツール等搬入、搬出及び展示方法について、都の指示に従うこと。また、出展する展示会会場等に適用される防火及び安全法規、行政指導等に準拠すること。
- ・7に記載する提出資料に記載された情報や、必要に応じてご提出いただいた申込情報について、当該展示会主催者、東京都が指定する業務委託先、審査会の審査委員等、事業を運営する上で必要となる者に対して提供を求めることがある。
- ・提出資料に記載された個人情報「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき取扱い、業務委託先等においても同様の取扱いを行うこと。
- ・本事業の内容や成果等について、共同出展するフィンテック企業に係る情報についても都のホームページ等で掲載すること。なお、公表内容や形式等は都と協議の上で決定する。
- ・共同出展の決定後、6に記載する応募要件を満たさなくなると都が判断する場合、共同出展を取り消すことがあること。
- ・都及び本事業に係る委託先は、共同出展する展示会におけるフィンテック企業の所有物（製品、プロモーションツール等）の盗難、紛失、火災、破損や出展者が展示会会場を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生ずる損失や損害について、その責任を負わないこと。
- ・その他、本要領に定めのない事項及び本要領の解釈に疑義が生じた場合は、都とフィンテック企業の協議により決定すること。